

宅地建物取引業法（昭和27年法第176号。以下「法」という。）第65条第2項第2号及び第4号の規定に基づき、宅地建物取引業者を次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和6年4月2日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	静岡建物株式会社
代表者	斎木剛
主たる事務所の所在地	静岡市葵区安東2-25-22
免許証番号	静岡県知事（3）第12995号
免許年月日	平成30年9月8日
処分年月日	令和6年3月22日
処分内容	業務の全部停止22日
根拠条項	法第65条第2項第2号及び第4号
違反条項	法第34条の2第1項、第35条第1項及び第48条第1項